

地方自治法の改正により 助役から副市長へ

少子高齢化や地方分権改革の推進などにより、市町村の所管する行政分野が拡大し、その役割や責任も増大していることから、市長を支えるマネジメント機能の強化を図るため、『助役』・『収入役』を廃止し、新たに『副市長』・『会計管理者』を設けることとした地方自治法の改正が、昨年6月7日に行われました。

市は、これを受け4月1日から、助役が副市長となり、行政運営の円滑な執行を担うことになりました。

また、収入役については、助役が兼務していましたが、4月1からは一般職員である会計管理者が、適正な会計事務の執行を担うことになりました。

問い合わせ
人事・行政管理グループ
(☎⑤ 1 1 3 2)

郷土資料館より

申し込み・問い合わせ
郷土資料館 (☎⑧ 1 3 3 9)

大空を泳ぐこいのぼりと五月武者人形展

- ▶ **期間** 4月3日(火)～5月5日(土)
 - ▶ **内容** 約70匹のこいのぼりを郷土資料館の正面と裏側に掲げます。また、館内では五月人形を展示します
 - ▶ **入館料** 小・中学生60円、高校生以上190円
- ※4月17日(火)～5月5日(土)は、小・中学生の入館料は無料です。



べこもちづくりとお話の会

- ▶ **日時** 4月21日(土) 9時30分～12時
 - ▶ **対象** 小学生以上の方
 - ▶ **定員** 20人(申込順)
 - ▶ **参加料** 100円
- ※高校生以上の方は、別途入館料190円がかかります。
- ▶ **持ち物** 上靴、エプロン、三角きん、手ふき、持ち帰り用の容器
 - ▶ **申し込み** 4月5日(木)から電話(10時～17時)で、お申し込みください

毎週月曜日(4月30日を除く)と
5月1日(火)・2日(水)は休館日です

消防からのお知らせ

4月20日～30日は

春の全道火災予防運動

『消さないで あなたの心の 注意の火。』を統一標語に、春の全道火災予防運動が行われます。

これからは空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期になります。昨年は、市内で22件の火災が発生し、ストーブやこんろ、電気配線などからの出火が、火災原因の上位を占めました。

油断や不注意ですべてを灰にしてしまう火災。火の怖さを認識し次のことに注意しましょう。

- てんぷらを揚げるときや凝固剤を使用するときは、その場を離れない。
- 家の周りに燃えやすいものを置かない。
- 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ストーブの周囲に燃えやすいものを置かない。
- 物置や車庫などは、施錠する。
- 外出するときや就寝前は必ず火の元を確認する。

なお、消防署は、火災予防運動の期間中、事業所や町内会などを対象に、防火懇談会や消火訓練など防火活動についての指導を行っています。

消防団員募集中

消防団員は、普段ほかの仕事に就きながら、火災や自然災害が発生したときに出勤する非常勤の地方公務員です。

あなたも消防団に加入して、災害に強いまちづくりに参加しませんか。

- ▶ **対象** 市内に居住する18歳以上45歳未満の健康な方



危険物取扱者試験を行います

- ▶ **月日** 6月17日(日)
- ▶ **試験の種類・場所**
 - 苫小牧市…甲種・乙種(第1～6類)・丙種
 - 室蘭市…乙種(第1～6類)・丙種
- ▶ **受付期間** 4月23日(月)～5月9日(水)

申し込み・問い合わせ
消防本部総務グループ
(☎⑧ 9 6 1 1)